

令和7年 第6回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年6月10日（火）										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前10時35分～午前11時05分										
応招委員	<table> <tr> <td>1番 檜山 幸子</td><td>7番 田渕 智之</td></tr> <tr> <td>2番 山中 幸子</td><td>8番 北山 政士</td></tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td><td>9番 近藤 克己</td></tr> <tr> <td>5番 正影 博一</td><td>10番 川口 肇司</td></tr> <tr> <td>6番 河中 司</td><td>11番 竹下 桂輔</td></tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	9番 近藤 克己	5番 正影 博一	10番 川口 肇司	6番 河中 司	11番 竹下 桂輔
1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之										
2番 山中 幸子	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	9番 近藤 克己										
5番 正影 博一	10番 川口 肇司										
6番 河中 司	11番 竹下 桂輔										
不応招委員	3番 難波 基訓										
出席委員数	10名										
欠席委員数	1名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 大山 博聖（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主幹 片田 剛（産業観光課 主幹）										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第20号 非農地証明願について
日程第6	議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第22号 農地法第5条の条の規定による許可申請について
日程第8	議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の19番から23番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	令和7年第6回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第8号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号19、所在、●●、田、1, 529㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号20、所在、●●、田、他計6筆、5, 956㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです 番号21、所在、●●、田、他計2筆、1, 469㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです 番号22、所在、●●、田、1, 047㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号23、所在、●●、田、他計6筆、8, 969㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです 以上5件です。
会長 川口	日程第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の35番から40番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 角田	議案４ページをご覧ください。 議案第１９号 農地法第３条の規定による許可申請について。 番号３５、所在、●●、田、６９４㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積７２，３１３㎡、通作距離１．０km、農機具、トラクター３台、田植機１台、コンバイン２台。 番号３６、所在、●●、田、３７６㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの、取得後の耕作面積７１，９９５㎡、通作距離１．０km、農機具トラクター３台、田植機１台、コンバイン２台 番号３７、所在、●●、田、９５６㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの、取得後の耕作面積９５６㎡、通作距離０．２km、農機具、管理機１台。 番号３８、所在、●●、田、９２３㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの、取得後の耕作面積１，４９６㎡、通作距離０．２km、農機具なし、●●を協力者として作業委託等を行い農業経営を行う。 番号３９、所在、●●、畑、他計２筆、１６６㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの、取得後の耕作面積１３，５５９㎡、通作距離０．１km、農機具、トラクター１台。 番号４０、所在、●●、畑、１８１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの、取得後の耕作面積１３，５７４㎡、通作距離０．１km、農機具、トラクター１台。 以上６件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。
委員	番号３５，３６の受人が本山さんになっていますが、取得後の耕作面積が上と下で違いますがあっていますか。
事務局長 角田	申請の順番によって前後しているところとプラスマイナスというところでないため数値的にはあっています。
会長 川口	他にありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第 5 議案第 20 号 非農地証明願について、この議案の 19 番から 21 番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案 6 ページをご覧ください。 議案第 20 号 非農地証明願について。 番号 19、所在、●●、田、379㎡。判定地目、宅地、利用状況、20 年前に車庫及び駐車場として整備し、宅地として使用しており耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号 20、所在、●●、田、1,519㎡。判定地目、山林原野、利用状況、10 年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号 21、所在、●●、畑、他計 11 筆、5,271㎡。判定地目、山林原野、利用状況、30 年前に植林し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。 以上 3 件です。 去る 564 日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの案件も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第 20 号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第 6 議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につい

事務局長 角田	て、この議案の１番から２番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長 議案７ページをお開きください。 議案第２１号 農地法第４条の規定による許可申請について。 番号１、所在、●●、田、８．７㎡、申請人、●●、転用用途、墓地、８．７㎡、転用事由、墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため、自宅付近に墓地を移設する。資金計画、自己資金２００万円、●●承諾 番号２、所在、●●、田、４８㎡、申請人、●●、転用用途、道路、４８㎡、転用事由、申請地北側の宅地に進入路の幅員が極小であり、利便性を高めるため、既存の道路を拡幅する。資金計画、自己資金５０万円、●●承諾。 以上２件です。
会長 川口	本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号１番から２番の案件について、大野地区の地区担当の北山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	１番の墓地でございますが、事務局と一緒に確認に行きましたが、問題ないということで報告させていただきます。 ２番につきましても事務局と確認しまして問題ないということを報告させていただきます。以上です。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は、農地部会委員により現地確認をお願いしておりますので報告願います。農地部会長 ８番 北山委員
北山 委員	１番、２番とも確認しまして特に問題ないということで報告させていただきます。以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。

事務局長 角田	よって議案第２１号 農地法第４条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第７ 農地法第５条の規定による許可申請について、この議案の１０番から１１番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案８ページをお開きください。 議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号１０、所在、●●、畑、２０㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、墓地、２０㎡、転用事由、実家の墓地付近に、兄の所有地を譲り受け墓地をするもの、資金計画、自己資金５２万円。 番号１１、所在、●●、田、２７１㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、一般住宅、２７１㎡、転用事由、現在、●●に居住しているが、家族が増え手狭となり、妻の実家付近の申請地を購入し、住宅を建築するもの。資金計画、借入金３，９００万円、●●承諾。 以上２件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号１０番の西屋の墓地の案件について、奥津地区担当の山中委員から追加説明をお願いします。
山中 委員	６月４日に現地確認に行きました。実家の墓地付近に建設予定ということで何も問題ないと思います。以上です。
会長 川口	議案番号１１番の住宅の案件について、大野地区の地区担当の北山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	１１番の案件ですけど、事務局と確認して問題ないことを報告します。以上です。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、８番 北山委員。
北山 委員	１０番については写真判定で確認して問題ないです。１１番につきましては農地部会で確認しまして問題がないということで報告させていただき

会長 川口	ます。以上です。
委員	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
会長 川口	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。よって、議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第８ 議案第２３号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用等促進計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案９ページをご覧ください。 議案第２３号 農用地利用集積等促進計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、１８筆、２１，７０１㎡、再設定、８筆、１６，９６４㎡、計２６筆、３８，６６５㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第２３号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第９ その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 角田	前回、農業委員会役員会を６月４日に開催しております。その場におきましてペット霊園の件につきまして農政部会において協議し、農業委員会としてももう少し協議、返答するべきではないかというご意見がありました。それを受けまして今回の総会で資料を配布させていただきまして、次回の

